

○財務省告示第六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十二年十二月八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年一月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（二十年）（第八十 六回、第八十七回、第八十八回、 第八十九回、第九十三回及び第 百十七回）及び利付国庫債券（三 十年）（第六回、第十一回、第十 二回、第十三回、第十四回、第 十五回、第十六回、第十八回、 第二十回、第二十三回、第二十 四回、第二十六回、第二十八回、 第三十回、第三十一回及び第三 十二回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち利回り格差の小		

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第三十回） （第十二年） （国庫債券）	二・一％	平成九年四月二十五日	一億円
（利付） （第三十回） （第十一年） （国庫債券）	一・七％	平成六年四月二十五日	十一億円
（利付） （第三十回） （第十年） （国庫債券）	二・四％	平成十年四月十三日	二百三十億円
（利付） （第二十回） （第九年） （国庫債券）	二・一％	平成三年四月二十二日	七十八億円
（利付） （第二十回） （第八年） （国庫債券）	二・〇％	平成三年三月二十九日	十億円
（利付） （第二十回） （第七年） （国庫債券）	二・二％	平成六年三月二十八日	二百八十三億円
（利付） （第二十回） （第六年） （国庫債券）	二・三％	平成六年三月二十八日	四十億円
（利付） （第二十回） （第五年） （国庫債券）	二・二％	平成三年三月二十八日	十億円
（利付） （第二十回） （第四年） （国庫債券）	二・三％	平成三年三月二十八日	百三十億円

（別表）

十八 元利支 象国の発行対
十九 払場所 日本銀行
二十 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十二年十二月八日

店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の
単利回りとする。
日本銀行

（利付第三十国二十年庫債回）	（利付第三十国十年庫債回）	（利付第三十国十年庫債回）	（利付第三十国二十年庫債回）	（利付第三十国二十年庫債回）	（利付第三十国二十年庫債回）	（利付第三十国二十年庫債回）	（利付第三十国二十年庫債回）	（利付第三十国十八年庫債回）	（利付第三十国十六年庫債回）	（利付第三十国十五年庫債回）	（利付第三十国十四年庫債回）	（利付第三十国十三年庫債回）
二・三%	二・二%	二・三%	二・五%	二・四%	二・五%	二・五%	二・五%	二・三%	二・五%	二・五%	二・四%	二・〇%
日年平三成五月二十二	日年平九成五月二十一	日年平三成五月二十一	三平月成二五月十日年	日年平三成四月二十九	日年平九成四月二十八	日年平六成四月二十八	日年平九成四月二十七	日年平三成四月二十七	日年平九成四月二十六	日年平六成四月二十六	日年平三成四月二十六	十年平日十成二月十五
二十億円	四百億円	億六 百 二十 二	二百一億円	四十七億円	一億円	八十億円	十三億円	円三百四十億	三十二億円	二百三億円	億二百二十四	二十二億円